

広告入り地図案内板のご案内



◆広告入り地図案内板の概要

- ・市民のみならずのほか、当市役所を訪れる多数の来庁者のみなさまの利便性の向上のため、那珂市役所本庁舎1階入口周辺に、市内全域及び本庁舎周辺の大縮尺の地図を掲示しています。
- ・地図の周囲に民間事業者のみならずの広告枠を設けています。
- ・あわせて、地図内に広告主のみならずの事業所所在地を表示しています。
- ・携帯電話との連携により、案内板に携帯端末をかざすだけで地図情報を取得することができます。

◆掲載できる広告

次のいずれにも該当しないもの

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告

- (2)政治活動又は宗教活動に係る広告
 - (3)個人の宣伝に係る広告
 - (4)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
 - (5)詐欺その他正当な取引と認められない広告
 - (6)貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
 - (7)その他掲載する広告として市長が適当でないとするもの
- ※あらかじめ、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

◆お申し込みができる方

市内又は近隣市町村に住所または事業所若しくは店舗等を有する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)市税その他公租公課に滞納があるもの
- (2)本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4)暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (5)その他広告として掲載することが適当でないとする市長が認める者

◆お申し込み・お問い合わせ先

広告入り地図表示板は、表示灯株式会社東京支社との協定に基づき設置します。

広告掲載をご希望の際には、表示灯株式会社東京支社（東京都港区南青山5丁目12-22、電話03-3797-4811(代表)）までお問い合わせください。

※ 表示灯株式会社のホームページ <http://www.hyojito.co.jp/>